

プラットフォーム課税の展望

日本の消費税制度が進むべき方向性は

デロイト トーマツ税理士法人
間接税サービスパートナー

溝口史子

消費税制度におけるプラットフォーム課税の導入が、令和6年度税制改正大綱で示された。EUは2025年から民泊、ライドシェアをプラットフォーム課税の対象とする欧州委員会提案が行われた。DAC7とOECDモデルルールは所得課税も視野に入れた収入の情報の自動交換に動いている。

本稿では、令和6年度税制改正大綱で示されたプラットフォーム課税の概要を述べるとともにその基礎となった財務省での研究会の検討過程を解説する。さらに、2022年12月に公表されたEUの「デジタル化時代のVAT」政策パッケージのプラットフォーム課税に係る最新の提案を俯瞰、2022年に採択され2023年から実施されているDAC7とOECDがプラットフォーム事業者に課したレポーティング義務との関連性を明らかにし、今後日本の消費税制度が進むべき方向性を示唆することを目的としている。

1 | 令和6年度税制改正大綱

ポストインボイス制度の消費税制度は、国外事業者に係る消費税の課税の適正化に照準が定められた。

令和6年度税制改正大綱「第一 令和6年度税制改正の基本的考え方」の「3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」に、「(3) グローバル化を踏まえた税制の見直し」の1つとして「③ プラットフォーム課税」が入った。「デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっている。こうした課題に対し、諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者が納税義務

を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されている。わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、プラットフォーム課税を導入する。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、一定の規模を有する事業者とする。」

新制度では、国税庁長官が指定する特定プラットフォーム事業者を介して、国外事業者が消費者向け電気通信利用役務を提供する場合、特定プラットフォームを介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる。

プラットフォーム事業者は、その課税期間において国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の対価の額の合計額が50億円を超える場合には、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までにその旨を国税庁長官に届け出なければならず、これを受けて国税庁長官により特定プラットフォーム事業者として指定される。

特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等はインターネット等を通じて公表され、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、国外事業者に対してその旨

を通知しなければならない。

確定申告書には対象となる金額等を記載した明細書の添付が義務づけられる。

上記の改正は2025年4月1日以降に行われる電気通信利用役務の提供について適用される。特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずるものとされている。2025年4月1日以降に行われる取引について特定プラットフォーム事業者に消費税の納付義務が発生するとすれば、指定のプロセスは2025年4月1日以前にスタートするものと見込まれる。

II 国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会報告書

上記の大綱に先立ち、一橋大学の田近栄治名誉教授を座長に2023年4月から6月にかけて「国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方に関する研究会」において、プラットフォーム課税の論点と考え方の整理が行われた。

プラットフォーム課税の提案の背景には、大規模なデジタルプラットフォームの日本経済における存在感の急速な拡大がある。デジタル市場はすさまじい勢いで成長し、アプリの市場規模は2024年に5兆円強にも達するとの予想がされている。プラットフォームを介して数多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国税庁は国外事業者の捕捉や調査・徴収に課題を抱えている。

消費税もその一種である付加価値税制度におけるプラットフォーム課税とは、プラットフォーム事業者が、その運営するプラットフォーム上で資産の譲渡等を提供する事業者に代わり、当該資産の譲渡等に係る消費税の納税義務を負う制度である。現在先進国で導入されているプ

ラットフォーム課税は、「deemed supplier」モデルを基本とし、契約上は販売主体ではないプラットフォーム事業者をあたかも販売主体であるかのようにみなして、みなし売上げに係る税金の納付を求める仕組みとなっている。これとあわせてプラットフォーム事業者のみなし仕入れも認識するが、仕入れの課税方法にバリエーションがあり、非課税仕入れとするケースとリバースチャージとする制度があることが確認されている。

研究会では、まず消費税法上のプラットフォーム事業者の範囲を議論した。EUではプラットフォーム運営者を法律上定義するのみで、付加価値税法上のプラットフォーム事業者として付加価値税の納税義務を負う事業者のリストを公表していない。このため、財務省が実施した諸外国税制調査によると、販売者とプラットフォーム事業者の両方が納税するなどの事例が生じているということで、予見可能性に一定の課題があるとされた。そこで、プラットフォーム事業者に届出義務を課し、税務当局が指定・公表し、一定期間は解除されない方向性が提案された。

プラットフォーム事業者の範囲は、あまり狭いとプラットフォーム事業者間の公平性に欠く。例えば、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に従って経済産業大臣により指定された特定デジタルプラットフォーム提供者（メディア一体型広告デジタルプラットフォームの運営事業者）に限定すると2023年10月公表時点でGoogle、Meta Platforms、LINEヤフーの3社しかいないが、国外事業者に広く適正な消費税の納税を求めるという制度趣旨に鑑みれば、プラットフォーム事業者の範囲は広くあるべきであり、またそうでないとプラットフォーム事業者間での競争を阻害することとなる。このため、当該プラットフォームを介して日本に提供される国外事業者からの売上高の合計額などを指標とする消費税

法独自の新たな基準の整備を提案した。

次に、対象とするサプライヤーの範囲は、国外事業者の適正な課税の確保等を図る目的や国内事業者については適切な納税が期待できること等を踏まえ、国外事業者のみを対象とすることを提案した。EUの事例でもユニオンワンストップショップ制度とノンユニオンワンストップショップ制度に分かれており、ユニオンワンストップショップ制度においても、プラットフォーム事業者が販売主体とみなされるのはセラーがEU域外設立事業者の場合のみである（指令14a条2項）。

日本における対象となる取引は、国外の事業者が日本国内の消費者向けに行う電気通信利用役務の提供のうち、プラットフォーム事業者がアプリストア等により仲介を行う取引とされ、消費者向け電気通信利用役務のみを対象とすることが提案されている。この研究会の当初の目的が国境を越えたデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方の研究であり、プラットフォーム課税の第一歩としては適切である。後述するように、EUのケースを見ると、輸入消費税の徴収に代わる新たな越境物販の徴税方法として、また、台頭しつつある電気通信利用役務以外のプラットフォームが仲介する役務の課税に有効であるから、今後検討すべきである。

ここで、国外事業者に代わり納税義務を負うことを踏まえると、課金する権限・決済を代行する権限を有していることが必要になると考えられるとされているが、この点については、アプリ内課金以外の決済の併用など、決済手段が多様化しており、資金決済がプラットフォーム事業者を通して行われることを課税要件にしまうと、決済手段の自由化に伴い制度自体が骨抜きとなるばかりでなく、プラットフォーム事業者と国外事業者に対しても、どの決済手段を消費者が選択したかによって納税主体が変わることとなり、当初意図したような予見可能性が確保できなくなるので、付度は不要と考える。

課税の方式について、プラットフォーム事業者が提供したものとみなして納税義務を課す方式は各国共通であり、すでにEUではプラットフォーム課税台頭以前から存在する長い実績のある方式で、さらに、導入したその他の地域でも特に支障なく運営されている。

仕入れ側の留意点としては、プラットフォーム事業者に余計なみなし仕入税額控除に係る記帳義務、インボイス保管、申告義務等を負わせないために、非課税又は不課税とするのが望ましいのではないかと考えるが、国外事業者の基準期間の課税売上げには含めるべきである。現在のEUの制度では仕入れは通常の課税制度に基づき課税されており、2022年12月に公表された「デジタル化時代のVAT」政策パッケージで非課税とする改正提案がなされている。

研究会では、国外事業者が免税事業者である場合があることが論点となった。プラットフォーム事業者が提供したものとみなされる方式において、みなし売上げの販売者はプラットフォーム事業者であるから、サプライヤーが免税事業者であるか否かにかかわらず、当該プラットフォームを介して日本に提供される国外事業者からの売上高の合計額に対して消費税の納税義務が生じる。

他方で、国外事業者はプラットフォームを介する販売方式だけでなく消費者に直接販売する方式も採用していることがあり、また直接販売する方式に切り替えることもあり、状況によっては当該国外サプライヤーに事業者免税点制度が適用されうる。国外サプライヤーの事業規模に応じた事業者免税点制度の適用を担保するためには、プラットフォームを介する販売方式と直接販売する方式の両者を合算して、日本に対して提供される当該国外事業者の売上高の合計額を基準として、基準期間の課税売上げを判定すべきである。このような制度は米国のMarketplace Facilitator Lawでも一般的である。

III

欧州委員会税制・関税同盟 総局報告書と「デジタル化 時代のVAT」政策パッケージ

EUの付加価値税領域におけるプラットフォーム課税の現状を表す最近の文書として、欧州委員会の税制・関税同盟総局の外部委託調査報告書（以下、「報告書」という）である「デジタル化時代のVAT 第2部 プラットフォーム経済のVAT上の取扱い」^(注1)と、この報告書をもとに実際に2022年12月に欧州委員会が提案をした法案がある。

報告書の目的は、EUのプラットフォーム経済の規模を推計し、プラットフォーム経済と関連するVAT法令を特定、これらの国内法と指令との差異がもたらす影響を分析・評価、根底にある課題と課題に対する政策上の対応案をコスト、効果、発展的影響、リスクの観点から分析することにある。

報告書は、2019年にEU27加盟国には約1,500の経済上重要なプラットフォームが存在し、その総売上は670億ユーロ（1ユーロ160円で換算すると約10兆7,200億円）に上ると推計した。近年プラットフォーム経済の規模は急激に拡大しており、その成長の規模とプラットフォーム経済の中に含まれるビジネスモデルの多種多様性と複雑性を立法に反映することが不十分と指摘する。

プラットフォーム経済を利用する販売者や役務提供者の最大70%（プラットフォームのタイプによるとされる）はVATを納付しない事業者ではない個人（自然人であり事業として経済活動を行っているとはいえない者^(注2)）や売上げが基準額を下回る免税事業者であり、これらの新しいプレーヤーがプラットフォームを通じてこれまで持ち得なかった経済的インパクトをもって市場に参入したことにより、従来型の

サービスプロバイダーとプラットフォームを通じて役務を提供する事業者の間には競争のゆがみを生じさせている。例えば、短期宿泊施設と従来型のホテルではEU平均で1泊当たりの宿泊料に8%から17%の税率格差による価格差異が生じているとされる。また、これらの個人並びに中小事業者に仮にVAT申告等を求めた場合、税務コンプライアンス負担が生じ、さらに課税庁側の執行は容易ではないことが課題となる。

政策上の対応案として、①容易にする（facilitate）の定義を民泊、輸送を含める文言に修正し販売者が免税事業者等である場合の措置を追加すること、②プラットフォーム事業者の記帳義務の強化、③輸入ワンストップシヨップ制度において運営事業者が果たす役割の構造的な見直しが提案された。

この報告書を受けて2022年12月8日に提出された「デジタル化時代のVAT（VAT in the Digital Age）」政策パッケージは、VAT指令、VAT実施規則、行政共助に係るEU規則の改正法案からなり、①VATコンプライアンスのデジタル化（Digital Reporting Requirements）、②プラットフォーム経済の課税強化、③Single VAT Registrationを政策の三本柱としている。このプラットフォーム課税の強化施策は、2025年1月から実施が予定されており、以下の提案が含まれている。

- プラットフォーム事業者が提供したものとみなして納税義務を課す方式を、プラットフォームを通じて仲介される短期宿泊施設の提供並びに旅客輸送に対しても導入すること（指令28a条）。現在、EU付加価値税法上、プラットフォーム事業者が再販売したものとみなすdeemed supplierの適用範囲は、①150ユーロ以下の資産のEU域外からの輸入の仲介^(注3) ②EU域外事業者が行うEU域内資産の譲渡の仲介^(注4) ③役務の仲介^(注5) の3パターンがある。現在の制度では、プラット

フォームが行う民泊や旅客輸送のアレンジは、必ずしも役務の仲介には該当しない。

- プラットフォーム事業者により出店者に対して提供される役務 (facilitation) を仲介サービス (intermediary service) とみなすものとする規定の導入 (指令46a条)。プラットフォームがこれらのセクターで関与する際のビジネスモデルの経済実態としては、仲介形式 (他人の計算で自己の名義で行う取引) と代理の形式 (他人の計算で他人の名義で行う取引) の両方があり、前者の課税地は仲介対象となる取引の課税地であるところ (指令28条, 46条)、代理取引の場合はB2Bで行われる役務の提供の課税地の原則規定となる (指令44条, 受益者事業地課税) ため、プラットフォーム事業者と出店者との契約の性質により課税地の判定が影響されていた。これを付加価値税法上は一律に仲介とみなすことにより、課税地を仲介対象となった役務の課税地に準拠することとしたものである (宿泊施設の提供サービスは宿泊施設の所在地、旅客輸送サービスは旅客輸送が実際に行われた場所)。
- プラットフォーム事業者が出店者から受領したとみなされる資産の譲渡と役務の提供は非課税とする規定の導入 (指令136b条)。現在の制度では、仕入れて販売したこととみなされるが、仕入れに関する特別の規定は現状なく、原則的な課税地ルール、課税・非課税の判定、リバースチャージの適用ルールに従って課税が行われている。プラットフォーム事業者の仕入れ側の課税判断、記帳義務、帳簿保存義務等のコンプライアンス負担を排除するためには、非課税とすることが有益である。
- 短期で行われる宿泊施設の貸与はその性質においてホテル業と類似の産業とみなされるものとされ、不動産賃貸業の非課税 (指令135条) の適用対象外と明記する。これにより、プラットフォーム事業者が最終消費者に

対して提供したものとみなされる短期宿泊施設の貸与が従来型のホテル業と同様非課税とならないことが担保される。

- 短期宿泊施設の貸与と旅客輸送の仲介のみなしルール (指令28a条) によりプラットフォーム事業者が最終消費者に提供したものとみなされる売上げは、仕入税額控除権に影響を与えないとする規定の導入 (指令172a条)。欧州付加価値税法は仕入税額控除の方式において個別対応方式を採用している。短期宿泊施設の貸与と旅客輸送は課税売上げであり、これに個別対応するサプライヤーからのみなし仕入れは上記のように非課税とされる。他方で、みなし仕入れ以外の課税仕入れが生じた場合 (共通対応経費を含む)、このみなし売上げは課税売上割合に影響しないことを定める規定である。
- プラットフォーム事業者は最終消費者に対して提供したものとみなされる取引以外にも、プラットフォームを介して行われる取引のすべて (B2B/B2C) について記帳義務を負う (指令242a条)。加盟国へのデータの提供方法については政策パッケージに含まれる行政共助に関するEU規則の改正が行われている (注6)。プラットフォーム事業者が最終消費者に対して提供したものとみなされる取引については、VAT法上の一般規定が適用となる。

IV プラットフォームの果たすべき役割

ここで、令和6年度税制改正大綱において特定プラットフォーム事業者の役割は、その事業年度に課税売上げの基準を超えた場合に確定申告期限までに届出をすること、国外事業者に通知をすること、みなし売上げに係る消費税を納付することに加えて、対価の額等の明細書を提出することが挙げられている。今後、明細書の記載事項は明らかとなるが、名称、個別の売上

等国外事業者の明細を求めるとかが重要である。

行政共助に関するEU規則の改正趣旨説明の中で、VATの不正行為に関する情報交換を促進する加盟国間のネットワークであるユーロフィスク（Eurofisc）の捜査官は、特にプラットフォーム事業者の報告事項が当該プラットフォーム事業者を利用するすべてのサプライヤーの課税売上げの総額としての情報のみであるため、VAT不納付のリスクを発見し事業者のコンプライアンスを適時に管理することが困難になっていると指摘している。

さらに、2024年1月から施行される決済事業者の情報収集システムであるCESOP（Central Electronic System of Payment Information）で得られる資金受領情報と対応する取引情報との突合を行うためには、課税庁は実際に資金を受領する課税事業者に関する情報が必要である。上記のように、プラットフォーム事業者を経由した場合、売上げが総額としての情報しか提供されないため、プラットフォーム事業者がブラックボックスとなりこの資金の流れと課税事業者との突合が困難となる。本来は、個別のサプライヤーを特定する情報を、プラットフォーム事業者が各加盟国の税務当局に対して（電子）報告することが不可欠である。

現在、いわゆるプラットフォーム課税の対象外となる「プラットフォーム事業者が最終消費者に対して提供したものとみなされない取引」については、プラットフォーム事業者に以下の項目についての記帳義務（指令242a条、実施規則54c条）が課されている。

- (a) サプライヤーの名称、住所、電子アドレス又はウェブサイト（サプライヤーのVATID番号又は納税者番号、銀行口座情報、バーチャル口座情報もあれば）
- (b) 資産の内容、価格、配送先、配送日（オーダー番号又は取引番号もあれば）
- (c) 役務の内容、価格、課税地を判断するため

の情報、取引日（オーダー番号又は取引番号もあれば）

他方で「プラットフォーム事業者が最終消費者に対して提供したものとみなされる取引」は他の売上げと同様の記帳義務が課されているが（注7）、みなし仕入れの対象であるサプライヤー情報については指令上に特別な規定はなかった。しかしながらこれではかえってプラットフォーム事業者が提供したものとみなされる資産の譲渡と役務の提供についての詳細なサプライヤー情報が得られない。

このため、2025年1月からワンストップ制度を利用する場合の記帳義務を定めた実施規則63c条が改正され、みなし売上げの詳細に加え、みなし仕入れ側のサプライヤーの名称、住所、電子アドレス又はウェブサイト（サプライヤーのVATID番号又は納税者番号、銀行口座情報、バーチャル口座情報もあれば）の記帳義務が導入される予定である。これらの情報は要求を受けた場合は電子媒体で提出されなければならないが、20日を超過して遅延した場合には、登録加盟国から消費加盟国へ通知が行われる。インボイスの義務的記載事項には銀行口座情報と電子アドレスとウェブサイトは含まれていないためプラットフォーム事業者は新しく情報収集が必要となる。

V | DAC7との関係

ここで、同様にデジタルプラットフォームの利用者に対する適正課税を目的としてEUで導入されている制度に、2021年3月22日に採択された「税領域における行政共助に関する指令（注8）（以下、「DAC7」という）」の改正があるので、関係性を明らかにしたい。2023年1月から発効した改正によって、プラットフォーム事業者に対して、プラットフォーム（注9）を介して以下の対象取引（Relevant Activities）を有償でプラットフォームの従業員としてでは

なく実施する販売者の所得に関する情報を収集し報告義務を課し検証を求める制度が導入されている。対象取引は、①不動産の賃貸（駐車場を含む）、②人的役務の提供、③資産の販売、④輸送手段の賃貸である。この制度は付加価値税のみではなく所得課税を念頭に販売者の納税義務を特定することを目的としている。OECDのモデルルール^(注10)^(注11)に示された原則に大宗、準拠している（報告対象となる販売者の範囲と報告者であるデジタルプラットフォームの範囲が異なる）。

DAC7により、特定プラットフォーム事業者は販売者に関する、氏名、住所、生年月日、納税者番号、VATID番号、事業登録番号、EU域内の恒久的施設に関する情報、対価を受領する口座情報、各登記資産の所在地と登記番号、各登記資産が賃貸された日数、四半期の収受した対価の合計額並びに取引回数、四半期にプラットフォーム事業者が得た手数料、コミッション、源泉徴収した税金について、報告対象期間の12月末日までに検証し、当局へ提出しなければならないこととされている。初回の報告は2024年1月末日を期限に行われる。DAC7はあくまでEU指令であることから2022年末までに加盟国による国内法化の措置が必要であったが、2023年12月時点でもまだ国内法化の手続が完了していない加盟国もある（ポーランド、ラトビア、ブルガリア、スロベニア）^(注12)。

DAC7の対象となる特定プラットフォーム事業者は、付加価値税法上のプラットフォーム課税の対象となる範囲よりも広範である。また、上記の検証・報告対象となる情報も、上述した付加価値税法上の記帳義務の対象となる事項と異なっている。

DAC7は決してEUの単独行ではなく、その基礎にOECDのフレームワークがある。2つのモデルルールがあり、2020年7月3日に公表された当初スコープは不動産の賃貸及び人的役務（Personal Services）の提供であったのに追加

して、2021年6月22日に公表された追加スコープにより物販と輸送手段のレンタルが追加になっている。後者は、EUのDAC7を反映した追加スコープである。2022年にデジタルプラットフォームを介する収入の情報の自動交換に関する管轄課税庁の多国間協定^(注13)が採択されており、2023年2月15日時点で25か国（EU加盟国の一部、英国、カナダ、アルゼンチン、ニュージーランド等）が署名している。この協定に基づき、公表されている2つのモデルルールでカバーされている、報告対象となる販売者（Reportable Sellers）の対象活動（Relevant Activities）に関する情報交換が行われる。

この情報交換の目的で利用するXMLデータフォーマット（DPI XML Schema）^(注14)が2022年3月29日に公表されており、今後日本も消費税課税制度ではあるものの、プラットフォーム課税の導入のその先に、プラットフォーム事業者からデータ提出を求めるのであれば参考になるのかもしれない。明細書の具体的な記載項目次第ではあるもののデータは膨大になると思われ、今後の拡張性も踏まえてどういった様式で行うのかが注目される。

VI プラットフォーム課税の今後の課題

2023年12月13日付欧州委員会の記者発表によれば、プラットフォームを通じて働く人々の労働条件の改善に関する欧州議会とEU加盟国の間でなされた政治的合意を歓迎すると発表した。欧州委員会は、2021年にプラットフォームワークの労働条件の改善に係る指令提案を提出している^(注15)。背景には、今日、EUのプラットフォームを通じて働く人々の90%超が自営業者であり、2021年に約2,800万人とされたプラットフォームを通じて働く人々のうち、約550万人は本来自営業者として取り扱われるべきではない人々である疑いがある。社会保険制度の

根幹に関わるこの自営業者か否かの問題に加えて、これらの人々は不安定で不透明な労働条件、健康安全被害のリスクや社会的セーフティネットへのアクセスが不十分であるという問題を抱えている。

当該指令では新たに「digital labour platform」が定義され、インターネットを利用して従業員又は自営業者を仲介並びに組織し第三者の顧客に提供する会社とされている。プラットフォームが仲介する労働自体は必ずしもオンラインで提供される必要はなく、例えばフードデリバリーサービス、旅客輸送のように、特定の物理的空間で提供される場合と、データ分析や翻訳のようにオンラインで提供される場合の両方が含まれ、これらを「platform work」と総称している。

このようなプラットフォームは、労働力や人材の潜在的な需要と供給を効率的にマッチングするアルゴリズムを基礎として構築されたプラットフォームをビジネスモデルとしており、労働市場へのアクセスが困難な若年層、外国人、介護や育児といった家庭の事情を抱える人々に労働の機会を創出する有用性を持っている反面、その多くが社会的弱者として保護されなければならない層であり、大会社と個人という圧倒的なパワーバランスの不均衡がある。

消費税収は社会保障財源である。日本のプラットフォームワークの社会保障制度上の取扱いを明らかにすると同時に、プラットフォーム課税の範囲を電気通信利用役務にとどめることなく、必要とされるその他の領域にも今後拡大し、社会保障財源に充てることは有用である。

日本は消費税の分野でプラットフォーム課税への最初の一步を踏み出した。今後、消費税分野での物販、シェアリングエコノミー、ギグワークへの対象の拡大と、所得税課税での国際的なデータ共有も視野に入れたOECDモデルに準拠したプラットフォーム事業者への報告義務の整備が必要となるであろう。

(注1) VAT in the Digital Age Final Report Volume 2 – The VAT Treatment of the Platform Economy, Directorate – General for Taxation and Customs Union, European Union, 2022

(注2) 指令9条は、事業者の定義として独立に反復継続して経済活動を営んでいることを要件としており、判例上この経済活動の意味は広くとらえられているが、会社の従業員や個人が時折所有物を販売するようなことは経済活動には当たらない。プラットフォーム課税は付加価値税法が依拠している事業者と事業者ではない個人の境界線の問題も提起している。

(注3) 指令14a条1項

(注4) 指令14a条2項

(注5) 指令28条、実施規則9a条

(注6) amending Regulation (EU) No 904/2010 as regards the VAT administrative cooperation arrangements needed for the digital age

(注7) ワンストップショップ制度を利用する場合(実施規則54c条1項a、63c条)、課税地、資産と役務の内容と数量、取引日、課税標準、課税標準の増減額、税率、税額、対価の受領日・金額、前受金、インボイス情報、役務の場合受益者の居住地の判定に用いた情報、資産の譲渡の場合、配送先の判定に用いた情報、返品に係る課税標準と税率並びに返品があった証跡。ワンストップショップ制度を利用しない場合(実施規則54c条1項b、指令242条)、一般納税義務者と同様の記帳義務が適用され、指令に具体的な規定はなく課税関係の判断に十分な情報のみ定められており、各国法で定められている。

(注8) Council Directive (EU) 2021/514 of 22 March 2021 amending Directive 2011/16/EU on administrative cooperation in the field of taxation

(注9) DAC7のプラットフォームの定義はAnnex V Section1にある(「Platform」 means any software, including a website or a part

thereof and applications, including mobile applications, accessible by users and allowing Sellers to be connected to other users for the purpose of carrying out a Relevant Activity, directly or indirectly, to such users. It also includes any arrangement for the collection and payment of a Consideration in respect of Relevant Activity.」。

(注10) Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig Economy/OECD

(注11) Model Reporting Rules for Digital Platforms: International Exchange Framework and Optional Module for Sale of Goods

(注12) Tax Atlas-Platform Reporting/Deloitteの内部データによる

(注13) Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of Information on Income Derived through Digital

Platforms

(注14) Model Rules for Reporting by Digital Platform Operators XML Schema and User Guide for Tax Administrations

(注15) Proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on improving working conditions in platform work, COM (2021) 762 final

Profile

溝口 史子 (みぞぐち ふみこ)

デロイト トーマツ税理士法人
間接税サービスパートナー
ドイツ税理士

東京大学法学部卒、ロンドンスクールオブエコノミクス欧州社会政策学修士。2001年1月にドイツ大手税理士法人に入社。05年3月にドイツ税理士登録。ドイツ税理士として日系企業の法人税及び付加価値税申告、移転価格文書化、税務調査対応、組織再編、買収時の税務デューデリジェンスを行う。15年より現職。現在は海外付加価値税と消費税を専門としてアドバイスをを行う。著書として、『EU付加価値税の実務〔第2版〕』（中央経済社、2020年）のほか、共著書多数。
